

東京外国語大学大学院総合国際学 研究科における論文博士の学位授与に 係る予備審査の手続き等に関する細 則

〔平成24年 6月27日〕
規 則 第117号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学学位規程（平成5年1月19日制定。以下「学位規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、論文博士の学位授与に係る予備審査（以下「予備審査」という。）の手続きその他必要な事項について定めるものとする。

(予備審査)

第2条 予備審査は、学位規程第7条第4項に定めることについて審査するものとする。

(予備審査申請の手続き等)

第3条 予備審査を受けようとする者（以下「予備審査申請者」という。）は、博士論文の主題等に適合する教員（以下「紹介教員」という。）を介して、次に掲げる書類を添え、総合国際学研究科協議会議長に申請するものとする。

- (1) 博士論文予備審査申請書（別紙様式1） 1部
- (2) 学位授与申請の際提出を予定している論文 1部
- (3) 同論文の和文及び英文要旨 各1部
- (4) 履歴書 1部
- (5) 研究業績表 1部

2 紹介教員は、博士後期課程を担当する教授又は准教授とする。

(予備審査委員)

第4条 研究科協議会議長は、申請を受理したときは、予備審査を行うため、直ちに予備審査委員を指名し、併せて研究科協議会に報告するものとする。

(予備審査結果の報告)

第5条 予備審査委員は、速やかに提出書類を審査し、審査の結果を博士論文予備審査報告書により研究科協議会議長に報告するものとする。

2 研究科協議会議長は、予備審査委員の報告により、研究科協議会に学位の授与を申請することの可否を諮り、審議の結果を予備審査申請者に通知するものとする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、予備審査の手続き等に関して必要な事項は、研究科協議会議長が別に定める。

附 則

この細則は、平成24年6月27日から施行する。

博士論文（論文博士）予備審査申請書

平成 年 月 日

東京外国語大学大学院総合国際学研究所

研究科協議会議長 殿

申請者

氏 名 _____ 印

紹介教員

氏 名 _____ 印

学位（博士）授与申請に係る予備審査の申請について

東京外国語大学学位規程第 5 条第 2 項に基づく博士の学位授与の申請をしたいので、下記の書類を添えて予備審査を申請します。

記

- | | |
|------------------------|-------|
| 1. 学位授与申請の際提出を予定している論文 | 1 部 |
| 2. 同論文の和文及び英文要旨 | 各 1 部 |
| 3. 履歴書 | 1 部 |
| 4. 研究業績表 | 1 部 |